

21. 55

発明者等の氏名の表示について（特・ 実・意）

願書等に記載する発明者、考案者又は意匠の創作をした者の氏名の表示は、自然人のものに限られると解され、その氏名は戸籍上のものを記載する。

また、外国人の氏名の表示は、表音に従って、片仮名で記載する。ただし、その氏名中に社会通念上相当と解される訳語の記載は認める。さらに、漢字使用国の外国人であって氏名を漢字で表示することができるときは、漢字で記載することを認める。

なお、書面に記載する氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏^{注1}を括弧書で併せて記載することができる（特施規1条4項^{*}1、特登施規10条9項^{**2}）。

（新規令和3・10）

^{注1} 旧氏とは、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいい、外国人にあっては、当該国においてこれに相当するものをいう。

^{*}1 特施規1条4項：実施規23条1項、意施規19条1項、特例施規61条1項において準用

^{**2} 特登施規10条9項：実登施規3条3項、意登施規6条3項において準用